

市 民 編

（注）本資料は地域防災計画内の「市民編」で、市民向けダイジェスト版ではない。

第1章 市民編の概要

平成23年3月11日に発災した『東日本大震災』の教訓から、防災政策上、地区内・地域内に「いざという時に機能する自主防災組織の構築」が大変重要と再認識された。そこで韮崎市の地域防災計画内に「**市民のための、市民による減災**」を主旨とした本編が追加された。

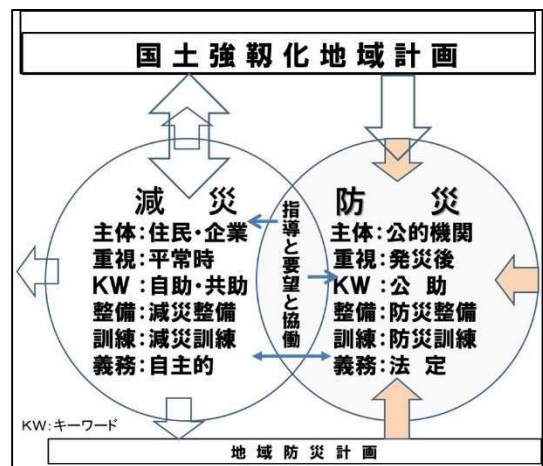
総則編「第4章 計画の前提」を基本に、住民一人ひとりの災害予防（＝減災）に対する意識と行動を向上させ、それぞれの地区・地域で平常時から自主的な整備と訓練に取り組み、自分の命と財産は自分で守ることを大原則に、いざという時は市民同士が助け合う、減災力の強いまちづくりを目指すものである。

第2章 市民の減災計画

第1節 概念と前提

第1 減災の概念

減災とは、「自然災害や突発的事故は防げないことを前提に、発災しても被害を最小限にとどめるための、平常時から自主的な取り組み」をいい、その力を**減災力**と呼ぶ。そこには、自分自身が助かる**自助の力**と、自分が助かったならば市民同士が助け合う**共助の力**があり、平常時にそのための整備と訓練を行うことで、尊い人命や、貴重な財産を守ることになる。



第2 想定事態の認識

韮崎市地域防災計画では、起こりうる想定事態（災害の種類と規模）を定めている。概して災害を大別すると、地震や竜巻のように予告なしに起きる**突発性災害**と、洪水や土石流のような避難すべき兆候・警報のある**警告性災害**がある。しかしながら災害の種類は多様で、地区住民においてすべての災害への対策を講じることは困難である。よって、住民における想定事態も、本計画の総則編にある本市で起こりうる確率の高い災害と整合した減災対策に取り組むものである。

ただし、自然や社会の変化によって、その他の災害の事態（例えば、戦争やテロ）が想定される場合、市民は国や韮崎市の警告・指示に従い行動するものとする。

第3 地区防災計画の三本柱

市内の各地区が地区防災計画を策定し、段階的、計画的かつ体系的な減災力強化を図るため、その指針を以下の三本柱とし、互いの相乗効果を図るものとする。

1 家庭の減災力強化（第2節）

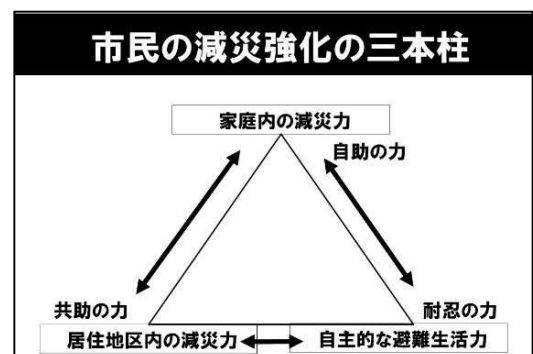
市民一人ひとりの減災意識の醸成と、家庭内における命と財産を守る対策。

2 居住地区の減災力強化（第3節）

共助への人材育成や、整備と訓練の実施。

3 自主的な避難生活力強化（第4節）

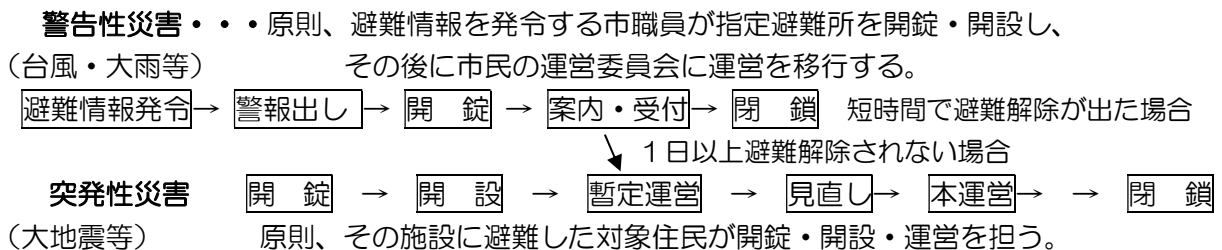
災害発生後、しばらくの間は公的機関に依存せず、市民同士で数日間を耐え凌ぐ意識と力を持つよう、普段から効果的な整備と訓練に取り組む。



第4 市民編の前提

- 被災は自己責任である。
- 大雪や台風等の警告性災害では、早めに指定避難所に向かう。
 - ◇ 警報出ずとも率先避難する。
 - ◇ 要配慮者を、その時にいる地区住民で協力して優先避難させる。
 - ◇ 自分で判断せず、迷わず、様子をみずに避難する。
 - ◇ 指定避難所以外のより安全な最寄りの施設・親戚・知人宅等でもかまわない。
- 地震等の突発性災害では、まず身の安全を確保し、その後は周囲の安全を確認しながら一時避難場所または指定避難場所または指定避難所に向かう。
 - ◇ 戻らず、立ち止まらず避難する。
 - ◇ できれば周囲に大声をかけて避難する。
- 大規模災害では公的機関（市役所、警察、消防、病院、学校等）も被災することから、避難先では市民の自主的な対応が求められる。

災害種で、指定避難所の開錠・開設の担い手に違いがある。（原則）



第5 市民編の関連用語

- 地区と地域：地区は自治組織。地域は地区と等しいか、または複数の地区の連合組織。
- 小地区：地区の最小単位の組または班等の呼称。
- 想定事態：地理的・地形的特徴や昨今の異常気象等から起こり得る災害の事態。
- 突発性災害：突然に起きる大地震や竜巻や火山噴火。
- 警告性災害：避難に時間的余裕があり、行政から警報の出る大雨や大雪等の災害。
- 初動規定：突発性災害の直後にとるべき行動を記した定め。家庭、小地区、地区向けがある。
- 要配慮者：避難行動が速やかにできない高齢者、乳幼児、病人、要介護者等の総称。
- 避難行動要支援者：要配慮者のうち、緊急時は支援してほしいと自ら意思表示した人。
- 避難行動要支援者名簿：行政がまとめた要支援者の名簿。毎年、地区責任者等に配布される。
- 避難行動要支援者個別避難計画：警告性災害での、地区内の要支援者の個別優先避難計画。
- 地区タイムライン：警告性災害で、地区住民の避難するタイミングを時系列で捉えたもの。
- マイタイムライン：警告性災害で、一人ひとりが避難のタイミングを時系列で自覚するもの。
- 地域減災リーダー：韮崎市で育成した防災・減災に関する知識と技能を有する公式認定者。
- 緊急時持出品：避難行動で持ち出す物品。普段、車のトランク内や倉庫内に分散管理する。
- 備蓄品：緊急事態を想定した家庭内や地区・地域内で備えておきたい物品。
- 減災マップ：大地震を想定し、みんなで歩いて地区の安全性をビジュアル化した地図。
- ハザードマップ：地区・地域の災害予想図。地震、洪水、土石流、噴火等災害種別にある。
- 避難情報：行政の災害対策本部（原則首長）が、住民に対して避難を促す予告や警報のこと。
- 地域防災計画：都道府県や市町村が、災害から市民を守る目的で策定された法定計画。
- 地区責任者：自主防災会長のことで、自治会長が兼ねる場合もある。

第2節 家庭の減災力強化

第1 家庭の役割

- 1 「自分の命は、自分で守る」を大原則とした家庭内安全対策への意識の醸成
- 2 警告性災害を想定した家庭内対策の整備
- 3 突発性災害を想定した家庭内対策の整備
- 4 家庭内自主訓練の実施
- 5 市や区が実施する防災訓練や防災・減災研修会等への参加
- 6 自主防災組織への参画と協力



第2 家庭の減災力づくり項目

(1) 突発性災害と警告性災害の双方に共通な対策

#	減災対策項目	突発性災害と警告性災害に共通の内容
1	居住地区の特性を知る	地形・地質・災害の歴史、ハザード情報等の理解
2	緊急時持出品の整備	屋内避難経路、屋外倉庫、車のトランク等での分散管理
3	備蓄品の充実	飲料水や食料等、生命維持を主とした家庭内備蓄
4	携帯電話や笛の必携	連絡や情報収集に必要なモバイル通信機や笛の必携
5	衛生対策	ウイルス感染症予防対策や凝固剤使用の排泄物対策等
6	戸別分散避難先の選定	避難先でのウイルス感染を避けたい場合、平時に戸別に避難先を選定し、居住地区に提出しておく
7	救命知識の習得	AED 使用法や骨折や捻挫の応急処置等の知識の習得
8	その他の知識の習得	災害ボランティアの利用、罹災証明、避難生活の PITS 等
9	学習会や訓練への参加	防災・減災に関する学習会や訓練に積極的に参加

※PITS：軽減すべきパニック、インфекション（感染）、トラブル、ストレスの略。

(2) 突発性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	突発性災害対策の内容
1	建物の耐震化	震度7規模（激震）に耐えられる建物倒壊防止の対策
2	避難経路の確保	屋内外の避難経路とその安全性の確保
3	頭部・足元保護	急な揺れで、頭と足にケガをしない対策
4	暗闇対策	夜間停電時のケガを防ぎ、安全に避難できる対策
5	家具類転倒移動落下防止	家具類・電気器具等の転倒や落下や移動を防ぐ対策
6	ガラスの飛散防止	窓ガラスや食器棚等にフィルムを貼る飛散防止対策
7	初動規定の作成	在宅中の突発性災害への初動対応の整備
8	避難先の確認 ※	一時避難場所、戸別分散避難先 指定避難場所、指定避難所、指定福祉避難所

※：災害種別で、指定避難所が異なる場合があります。

(3) 警告性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	警告性災害対策の内容
1	避難情報を知る	どのタイミングで、どのような避難情報が出るか知る
2	避難行動要支援者を知る	地区内の、緊急時に支援を求めている人を知る
3	要支援者対応を学ぶ	家族を含めた要支援者への対応を学習する
4	財産車両の保護先の決定	避難に使わない車や農耕車両の避難場所の決定する
5	緊急一時避難先を知る ※	地区で決めた一時の緊急一時避難先（高台等）を知る
6	避難先の確認 ※※	指定避難所、指定福祉避難所、戸別分散避難先

※：低地の居住場所から、低地の指定避難所に避難する場合は一旦、高台等に避難します。

※※：突発性災害時と警告性災害時で、指定避難所が異なる場合があります。また、地区内で複数の指定避難所に向かう場合もあります。

第3 家庭内初動規定の例示

発災直後の初動は大変重要で、日頃から家族同士で話し合い、結果を家庭内初動のルールとして整備や訓練をすすめる。

- 1 避難通路を決める。
- 2 玄関や階段に物を置かない。
- 3 大地震では、まず机やテーブル等の下に入って身を守る。
- 4 緊急時持出品を準備し、定期的に入れ替える。
- 5 緊急時の連絡方法を決定する。（複数ケース）
- 6 家族避難訓練を実施する。
- 7 救命知識を習得する。
- 8 避難所では率先して共助に参加する。
- 9 避難生活で活用できる共助物資を準備する。 等



第3節 居住地区の減災力強化

第1 地区・地域の減災力づくり項目

(1) 突発性災害と警告性災害に共通な具体的対策

#	減災対策項目	突発性災害と警告性災害に共通の内容
1	減災力強化の人材育成	減災に関する知識と技能を有する人材の育成
2	自主防災の組織化	いざという時に機能する自主防災組織の編成
3	ハード整備	防災倉庫や発電機、救出具等の整備
4	ソフト整備と啓発	行動規定や集団避難生活上の留意点等の整備と啓発
5	備蓄品の整備	3日間を目安とした水や食料、生活用品の備蓄
6	共助物資の確保	いざという時に地区内から調達できる仕組みの確立
7	応急危険度判定士の育成	発災後の建物の安全性を判定できる人の育成
8	地区財産の保護	神社や寺等、地区の大切な共有財産を守る対策
9	PITS 軽減化知識の啓発	集団避難生活で軽減すべきパニック、インфекション（感染）、トラブル、ストレスの学習の機会づくり
10	戸別分散避難制度の導入	戸別に分散避難できる仕組みづくり
11	安否確認の方法の決定	地区住民の安否確認の方法の決定と啓発
12	居住者名簿の整備	世帯主名簿に、世帯人数や要配慮者数を付加した名簿
13	特殊技能者名簿の整備	看護師や建築士、ヘルパー等の技能を有する人の名簿
14	災害対策本部への連絡法	複数の人が災害対策本部に連絡できる技能の習得
15	地区防災計画の整備	計画的・段階的に整備と訓練を実施する計画の策定
16	訓練の計画と実施 ・地区自主訓練の実施 ・協働自主訓練の実施 ・一斉訓練の実施	普段に ・地区単独で訓練テーマを決めて実施 ・周辺地区と協働で訓練テーマを決めて実施 ・行政のテーマに沿った訓練の実施

(2) 突発性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	突発性災害対策の内容
1	地区減災マップの作成	初動規定と一体化したマップの作成
2	一時避難場所の決定	小地区（班または組）別に空地や駐車場等を自主指定
3	指定避難場所の整備	要配慮者優先利用のルール of 徹底と環境整備

(3) 警告性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	警告性災害対策の内容
1	地区タイムラインの導入 ・要支援者名簿対応 ・支援協力体制の確立 ・指示系統の明確化	時系列対応の機能の構築と住民への啓発 ・支援マップづくり（＝要支援者個別避難計画） ・消防団員等と協力体制を整え、支援マップを共有化 ・指示・確認・記録の責任者を決める
2	緊急一時避難先の確保 ※	地区の立地から緊急一時避難先（高台等）を確保

※：居住場所の低地から低地へ避難する場合、一旦、高台等に避難します。

第2 自主防災組織の設置と目的

災害対策基本法第7条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守り、自分が助かったならば人を助ける」を原則とした、地区住民の自発的防災組織「**自主防災組織**」（以下、単に**組織**とも言う）を編成して地区内の減災力を高めるもので、組織化後は**自主防災会**と呼ぶ。

第3 地区防災計画の三種の神器

自主防災組織は、地区の諸事情に応じた設置規約（別紙資料1）で編成し、地区防災計画を作成して、災害発生前後に適切な行動がとれるよう平常時から準備と訓練に努める必要がある。

地区防災計画の三種の神器として

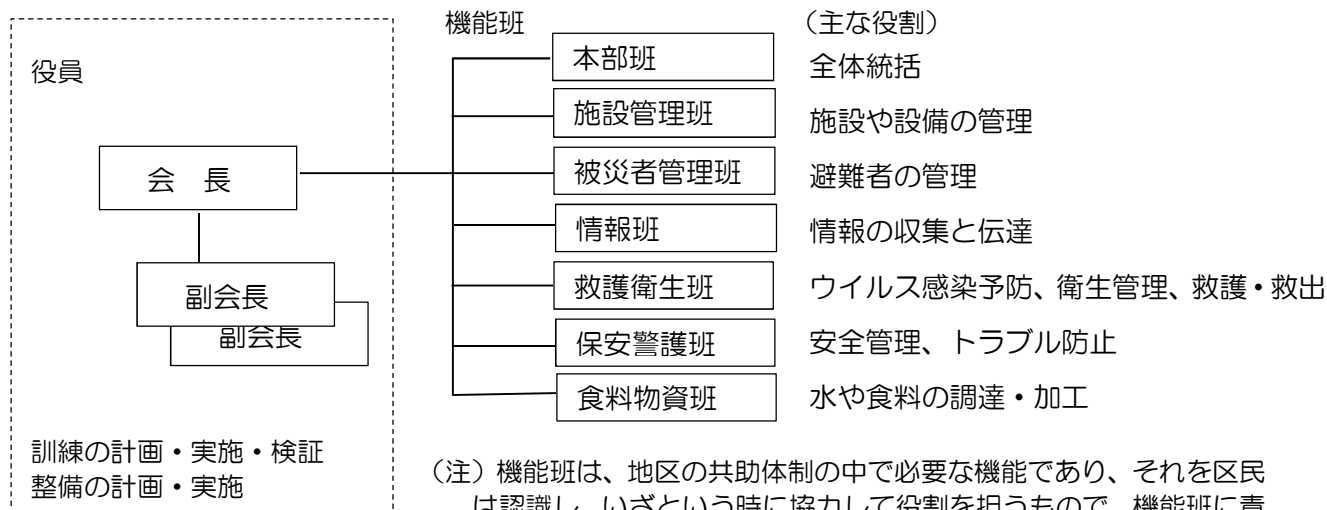
- 1 組織を持続可能とする人材育成
 - 2 突発性災害への減災マップの整備
 - 3 警告性災害への地区タイムラインの整備
- をあげ、一体化した組織づくりを図る。



第4 組織化・人づくり

1 組織体制

地域防災計画や避難所運営マニュアルと整合した役員体制と主要7機能班（注）が基本となる。



2 地区連合の自主防災会

地域防災計画内では、指定避難所を運営する組織を「避難所運営委員会」と位置づけ、複数の対象地区の自治会役員や自主防災会の役員、地域減災リーダーで編成される。また、各地区の自主防災会と同じ主要7機能の班編成となる。しかしながら、今、地区内には過疎化や超高齢化等の事情があり、自主防災を組織化したくても人的充足が難しい場合がある。そのため今後は、周辺地区と連合した自主防災会に再編することも考えていく必要がある。

また、組織化しにくい集合住宅等では、「地区初動規定」（第3節第5の2）だけを整備し、その徹底を図ることで効果が期待できる。



3 地区内に必要な人材の育成

韮崎市では、平成25年度から地区内の減災力向上と機能する自主防災組織の構築を目的とした、市公式認定の「地域減災リーダー育成事業」を行っている。

受講していただく 5教科

- 1 平成の災害の教訓・減災基礎
- 2 家庭の減災
- 3 地域の減災
- 4 避難所の開設と運営
- 5 普通救命基礎（後まわしでも受験はOK）

認定試験の受験資格

合格すれば
市の公式認定



韮崎市では、「地区住民40人に1人」を最低値と定めて育成を推進している。

受講は、①一般市民向け研修、②消防団員向け研修、③ハイス쿨向け研修、④地域出前型研修の4種があり、高校生上の市民または韮崎市内に就業・就学している者であれば誰でも無料で受けられる。そこで各地区では、

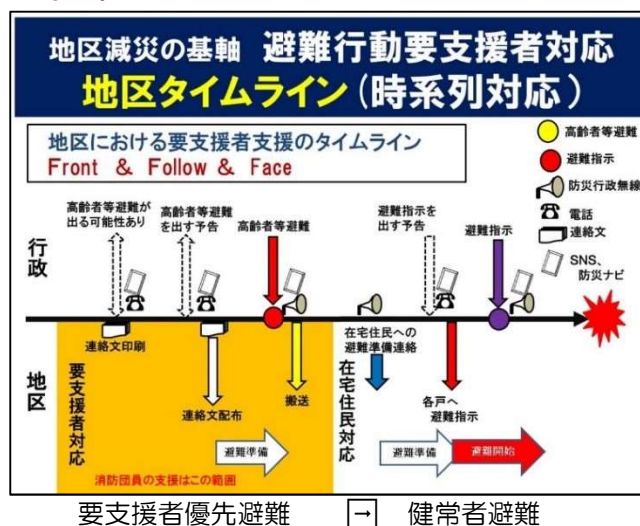
- ① 地区から推薦して、一般市民向け研修を受講させる
- ② 地区公民館等を使い、地区住民が出前型研修を受講する等で、自地区内の減災力強化の人材育成を図ってほしい。

☞ 地区住民40人に1人以上の減災リーダーを育成しよう

第5 地区タイムライン

地区タイムラインは、警告性災害において、地区住民が避難するタイミングを時系列で捉えたものである。その概念を図化すると、以下となる。

1 地区タイムラインの概念



地区住民の避難は2段階となる。

まず、市からの「警戒レベル3高齢者等避難」の予告・警報の発令を受け、地区住民は協力して避難行動要支援者を優先させ、指定福祉避難所（老人福祉センター等）や個別避難計画が示す要配慮者等の希望搬送先に搬送する。この段階で健康者は避難の準備に入り、その後の「避難指示」の予告・警報の発令を受けて早めに指定避難所等に向かう。

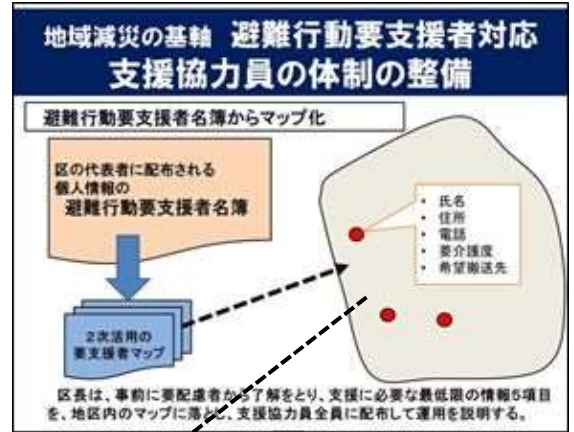
地区タイムラインを実現するため、平常時から以下の支援マップと支援体制を整備する。

2 地区タイムライン実現への支援マップ

市から地区責任者等に、定期的に改定された「避難行動要支援者名簿」が届けられる。この名簿は個人情報であるため、複写して利用することはできない。また、多くの地区住民の協力を得ないと要支援者を優先避難させることはできない。そこで、地区内の簡易的な支援マップ上に避難行動要支援者の

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 要介護度
- ・ 希望搬送先

の5項目を表示することと、支援するためには、そのマップを地区内の協力者に配布して共有することを、要支援者またはその家族から了解を得ておく必要がある。特段、「希望搬送先」は重要で、概して「市が指定した福祉避難所」「普段利用している民間福祉施設」「持病のため通院している病院」の3つに分かれるが、福祉避難所以外は、その施設が緊急時に受け入れてくれるかどうか確認をとる必要がある。



地区内で共有

3 避難行動要支援者個別避難計画の共有と提出



【国の指針】

地区内で共有されたこのマップは、「避難行動要支援者個別避難計画」として市に提出する。災害対策基本法令和3年改正部より、本計画の留意点は以下となる。

- ① 避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ② 計画作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ③ 個別避難計画の情報の支援者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ④ 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意

【区の対応】

- ① 要支援者の新規登録段階で、本人および家族に、「その時は、可能な範囲で支援するが、対応できない場合もある」ことを必ず伝えておく。また、支援する人を固定化しない。
- ② 春の市内一斉訓練後、記載項目に変更があれば訂正し、訂正後を市に提出する。
- ③ できるだけ多くの区民で支援協力員の体制を整え、支援マップを共有する。
- ④ 平時、社会福祉施設等に入所中で、台風等で施設が閉鎖され、自宅に戻るといふ人は、介護認定度により地区で対応できない場合もあり、確認段階で家族と協議して決める。

4 地区タイムライン実現の支援体制づくり

どこまで協力者の体制を広げるかは任意である。ただ、留意したい点は、

- ① 地区責任者は司令塔に徹する。
- ② 地区責任者の代わりに区役員等が動く。
- ③ 民生委員は重責となるので支援体制から外す。
- ④ 現役消防団員への協力は、タイムライン前半の避難行動要支援者の搬送段階までとする。
- ⑤ 減災リーダーと消防団OBにも参画を求める。
- ⑥ 要支援者を誰が担当するかは決めない。

を参考に協力体制をつくり、地区住民に広報して、平常時に訓練しておく必要がある。

☞ 地区内での要支援者対応には限界があることを平常時から周知させる。
避難行動要支援者に担当を決めてしまうと、その人に責任が生じ、不在の場合は対応できないので、「その時いる人みんなに対応する」と考える。

5 地区責任者のタイムライン

地区責任者は司令塔として指示と確認、記録に徹する。詳細は地区防災計画に記載がある。

【平常時の取り組み】

- ① 新しい名簿を受領後、受領者で協力して新規登録者には「避難行動要支援者への確認書」（別紙資料2）を要支援者またはその家族に渡し、区民に配布する支援マップへの5項目の掲載と、希望搬送先を確認する。また、非常時の対応についての説明を行う。
- ② 新しい支援マップを作成し、複写して協力員に配布・説明する。

【非常時の取り組み】

- ① 高齢者等避難の予告前に「連絡文」（別紙資料3）を作成する。
- ② 市からの高齢者等避難の予告で、「連絡文」を要支援者全員に配布（手渡し）する。
この時、優先搬送に関して地区対応に依存しない場合があり、その確認と記録をとる。
 - ・ 家族が対応する。
 - ・ 親戚や知人が対応する。
 - ・ 福祉施設の関係者が対応する。 など。
- ③ 防災行政無線等で、協力員に要支援者への連絡終了を伝え、搬送の個別指示も行う。
- ④ 市からの高齢者等避難の発出で、協力員は対象者を搬送する。
- ⑤ 防災行政無線等で、健常者に避難の準備を連絡する。
—— 概ね、この時点まで防災行政無線は自主利用できる ——
- ⑥ 搬送を完了した要支援者の緊急時連絡先（避難行動要支援者名簿に記載ある）に、「〇〇さんを□□に搬送しました」と連絡し、「引き取りはお願いします」と連絡する。
- ⑦ 市からの避難指示の予告・発令で、残りの地区住民に指定避難所等へ向かうよう指示する。
- ⑧ 市からの避難指示の発令で、地区責任者も指定避難所に向かい、地区住民の受入れ側に回る。

☞ 普段に地区住民は、非常時はすべて地区責任者が指示・伝達・記録等を行うのではなく、その時いる人みんなで協力することを認識しておく。

第6 減災マップ+地区初動規定

減災マップとは、**突発性災害（大地震等）を想定し、みんなで歩いて地区の安全性等を可視化した地図**のことで、地区初動規定とは、発災直後に地区住民がとるべき行動に関する規定である。

1 減災マップづくり

韮崎市では、地区住民みんなで歩き、自地区内の安全性を確認する減災マップづくりを推進している。この**大地震を想定した避難マップ**には、地区初動規定等数種の情報が掲載される。

誰が？

⇒ 自治会や自主防災組織の主体で

何の目的で？

⇒ 各家庭の災害リスクを軽減するために

どう使いたい？

⇒ 各家庭に配布して、普段に減災への整備や訓練の意識を高め、併せて、地域の防災訓練等で活用



避難経路・危険構造物

地区全体のマップ

地区の初動規定

公的機関情報

マップ凡例

避難に関する留意点



2 減災マップの作り方

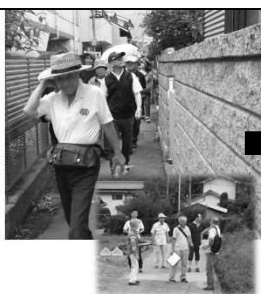
韮崎市は、減災マップづくりを「地区防災計画」の中で必須としている。

マップ作りは専門家が指導し、地区住民が自分たちで歩いて調査し、自分たちでつくることになるが、小地区別のデジタル加工と印刷は市が行う。

マップはA3サイズ、カラーで、公民館用は一式がラミネート加工される。



指導者の指示に従い、調査票やカメラを持ってグループで自小地区(組や班)内を観察します。



指導者の指示に従い、調査した結果をマップ上に落とし込みます。また、小地域ごとの初動規定を検討します。

3 地区初動規定（例）

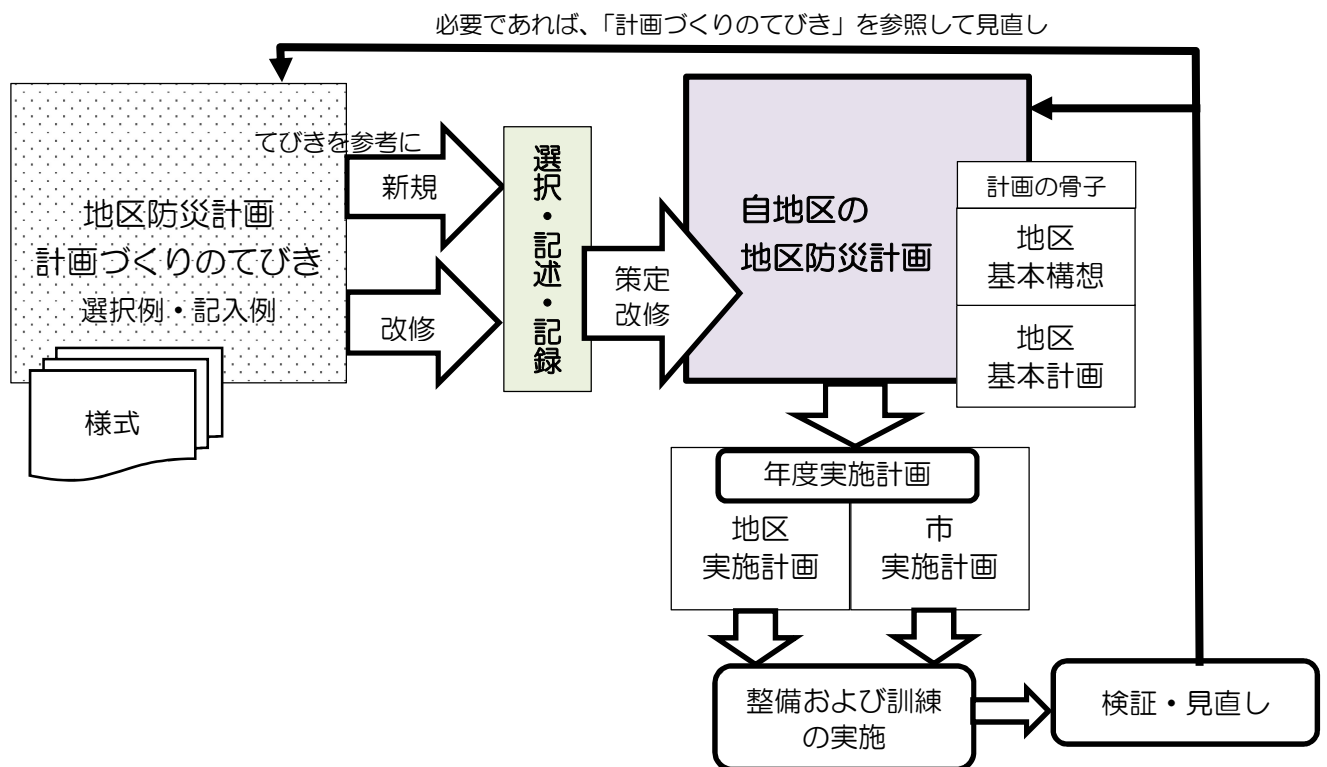
韮崎市が推奨する地区全体の初動規定である。これを基本に地区でアレンジして活用する。

小地区が「組」の例

1. 発災したらまず自身の身の安全を確保し、落ち着いて行動しましょう。
2. 用意してある緊急時持出品（リュックサック等）を持ち、速やかに組ごと指定した空き地などの一時避難場所に向いましょう。
3. 家族内に要配慮者（介護認定者、高齢者、病人、障がい者、乳幼児等）がいた場合、
 - ①一時避難場所に連れて行ける状況であれば、同行します。
 - ②一時避難場所に連れて行けない状況ならば、要配慮者に「あとで助けに来るから」と伝え、できるだけ安全な状況下に保護します。
4. 一人ひとり、自分の飲み水（500mlのペットボトル）は持って避難しましょう。
5. 組の人々でまとまり、周囲の安全を確認しながら指定避難場所に向います。
6. 事前に感染予防のための分散避難先を決めている家庭は、安全を確認しながらそこに向かいます。
7. 原則として徒歩で避難します。
8. 避難の途中で家の中から救助を求めている人を発見した場合、二次災害防止のため、「すぐに助けに来るから」と声をかけます。
9. 避難場所の受付に、組ごとにまとめた避難者名簿を提出します。
10. ペットは避難先の施設内には入れません。ゲージに入れて持参し、とりあえず屋外での飼育となります。
11. 要配慮者、ケガ人、妊婦以外は一時、公民館の外で待機となります。
12. 健常者は本部班の指示に従い、積極的に共助活動に参加しましょう。
13. すべて本部班の指示に従い、勝手な行動は厳禁です。

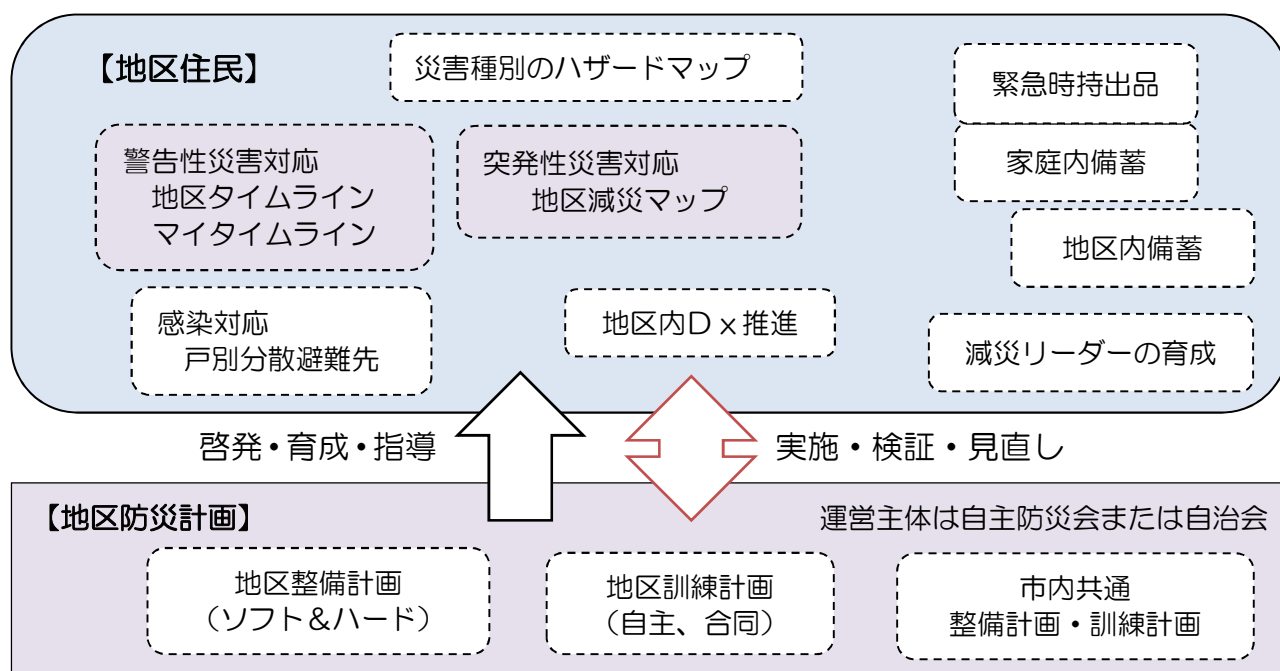
4 地区防災計画の作成

前記の整備に関し、それぞれの地区の事情や災害への考え方等を踏まえ、「計画づくりのてびき」を参考に地区防災計画の骨子を作り上げる。それを基に訓練と整備を実施し、不備な点は再びてびきを参考に計画を追加・修正する。また、法改正や気象庁などの変更事項から市が「計画づくりのてびき」を変更する場合もあり、その都度、それらに関する追加・修正もある。



☆ 地区防災計画と住民の関係

平成時代の災害の教訓から、「自分の命と財産は自分で守る」を大原則に、平常時から地区住民は一体となり、地区防災計画に従った整備と訓練に取り組む。



第7 その他の整備

1 地区の備蓄例

地区内に「適正備蓄量」という指針はない。
備蓄が過剰なら無駄が出てしまい、過少ならい
ざという時に役立たないが、ある程度の、

- ① 生命維持に必要なもの
 - ② とりあえずの生活に必要なもの
 - ③ 応急的な措置に必要なもの
- を備蓄しておく必要がある。

自主防災組織で備蓄したいもの 生命維持に必要なもの

種 類	用 途	備 蓄 品(一例) 一部は用途で併用される
生 命 の 維 持 に 必 要 な も の	飲料水	ペットボトル飲料水、非常用保存水
	食料	アルファ米、非常食、缶詰、乾パン、氷砂糖、食塩、飴
	寒さ対策物	暖房器具、発電機、燃料、段ボール、衣類、布団、毛布、カイロ
	暑さ対策物	扇風機、送風機、団扇、扇子
	乳幼児用品	粉ミルク、哺乳瓶、煮沸器、おむつ

自主防災組織で備蓄したいもの とりあえずの生活に必要なもの

種 類	用 途	備 蓄 品(一例) 一部は用途で併用される
と り あ え ず の 生 活 に 必 要 な も の	飲 食 用 備 品	箸、碗、皿、紙コップ、ラップ、スプーン、可燃・不燃ゴミ袋、鍋、やかん、カセットコンロ・ガス
	トイレ用品	排便用ポリ袋、小便用ポリ袋、凝固剤、消臭剤、輪ゴム、段ボール箱、アルコール消毒液、男性用小便器、トイレ用ペーパー、タンク式簡易トイレ
	衛生用品	生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、石鹸、除菌スプレー、マスク、ビニール手袋

自主防災組織で備蓄したいもの 応急的な措置に必要なもの

種 類	用 途	備 蓄 品(一例) 一部は用途で併用される
応 急 的 な 措 置 に 必 要 な も の	救出用具	手袋、ジャッキ、バール、のこぎり、スコップ、担架、チェンソー、丸太、懐中電灯、ヘルメット、梯子、リヤカー、防煙・防塵マスク、ロープ
	医薬品	包帯、副子、消毒液、胃腸薬、頭痛薬、ビタミン剤、風邪薬、ハンドクリーム、ばんそうこう、体温計
	その他	電池、充電器、ラジオ、拡声器、投光器、テント、ブルーシート、ガムテープ、紐、カッター、鋏、マッチ、蠟燭

☞ 地区内で物資を調達できる仕組みをつくろう

2 自主防災組織の、平常時の役割例

対 策	内 容	機能班
避難所運営	「市民向け避難所運営マニュアル」に沿った統括責任	本部班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請	救護衛生班
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救護衛生班
衛生管理	1 トイレの衛生利用の普及啓発 2 ゴミを出さない食事法の啓発	
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情報班
避難対策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知（減災マップづくりと、それを応用した訓練） 3 避難行動要支援者対策（地区タイムラインづくり）	被災者管理班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	食料物資班
建物安全確認	1 構造物の安全確認	施設管理班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各班
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

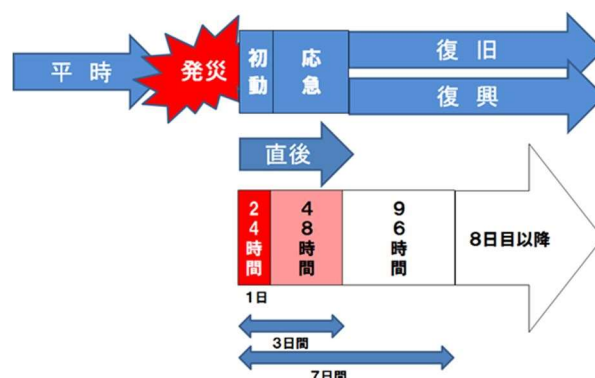
3 自主防災組織の、非常時の役割例

対 策	内 容	機能班
避難所運営	1 避難所の運営機能の開設責任 2 避難状況、被災状況、要請情報の集約 3 市災害対策本部への連絡 4 各班への指示だし 5 ボランティアの要請	本部班
救出対策	1 初期救出の実施 2 消防団員や建設業者等への応援要請	救護衛生班
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	救護衛生班
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市災害対策本部等への報告および記録 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地区・地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者のニーズの把握	情報班
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施）および保護 3 地区タイムラインに沿った要配慮者・避難行動要支援者の優先避難	被災者管理班
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	食料物資班
治安対策	1 避難所風紀、地区内警邏活動	保安警護班
建物安全確認	1 構造物の安全確認	施設管理班

第4節 自主的な避難生活力強化

第1 市と協働した減災力の強いまちづくり

地区・地域の減災対策は、市の防災政策と整合させる必要がある。例えば、指定避難所から地区の避難状況や被災状況を市の災害対策本部に連絡する場合、情報を送る市民側と、受ける市側が同じ記録様式でないと、正しく伝え、記録することができない。



1 時間経過の概念

本計画の総則編第4章にあるように、韮崎市は、発災直後から経過時間を4分割して対策を講じる計画としている。

よって、自主防災組織が訓練および整備をする場合、この概念と整合させて行う必要がある。

ア 24時間（初動期）

発災直後の対応は最も重要である。この時点の対応如何で被災量の減少や二次災害防止を図ることができる。

イ 2～3日目（応急期）

3日目になると、災害対策本部ではかなり正確な被災状況が把握でき、被災者に少し落ち着きが出はじめる。避難所等では避難生活の見直しや、一部のライフラインが復旧する。また、自衛隊や機動隊の公的支援が開始される。救出活動の目安は、発災から72時間以内である。

ウ 4～7日目

地区・地域内ボランティアが活動を初め、災害ボランティアセンターも設置される。また、水や食料等の支援物資もかなり充実し、電気、電話はほぼ復旧する。さらに罹災証明の発行が開始され、2次避難生活への移行も始まる。

エ 8日目以降（復旧・復興期）

外部ボランティアが活動を始め、復旧・復興の対策が始まる。

2 市民と市が協働した減災力の強いまちづくりのキーワード

（1）市のキーワードと解説

ア 見える・・・訓練の計画や規則は、誰にも分かりやすく

イ 加わる・・・防災・減災の訓練や研修は、可能な限り全員参加で行い

ウ 考える・・・訓練を実施した結果は必ず検証し、次の整備や計画に生かす

（2）互いの情報交換

市は自主防災組織連絡協議会を設置し、各地区の要望、専門知識、悩み、課題、成功事例等の情報交換を行い、互いに減災力の強い韮崎市づくりに寄与するものである。

（3）自主防災組織化のできない地区への対応

市は、諸事情から自主防災組織ができない地区を全面的に支援する。

第2 公助に依存しない減災力づくり

平成時代の災害の教訓から、大規模災害等では公的機関も被災する。そこで市民は、発災直後から3日間程度はそれぞれの避難先や地区内で何とか凌ぐことで、市はその間に被災情報を把握し、速やかな対応を図ることになる。

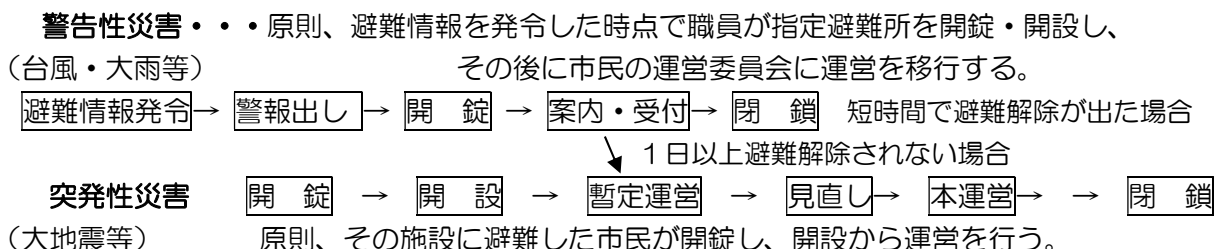
☞ 発災直後の3日間程度（初動期と応急期）は、
地区内で助け合って凌ぐ減災力づくり

第3 対象住民による避難所運営

1 避難所運営マニュアル 市民編

韮崎市の地域防災計画には、避難生活のできる指定避難所を定め、緊急時にその施設を利用する市民（「対象住民」という）も明記している。

本編第2章第1節第4に示すとおり、災害種で指定避難所の開錠・開設に違いがあるが、「運用」については、原則、対象住民が担うことになる。（下記枠内は再掲）



そのため、韮崎市は「避難所運営マニュアル 市民編」（別紙）を作成し、そのダイジェスト版を全戸配布して市民の避難所運営に関する理解を高めている。

2 特定地区総合防災訓練の、初回訓練とフォローアップ訓練

韮崎市は、東日本大震災を契機に地域防災計画を抜本的に見直し、地区・地域の減災力を高めることを重点課題とし、「いざという時に機能する自主防災組織の確立」を最終目標とした。

そこで平成25年度より、毎年実施する市内一斉防災訓練の機会に、特定地区総合防災訓練と称し主たる指定避難所に対し、

① 避難施設を利用する住民（対象住民）が自主的に開錠・開設する訓練

② 対象住民と施設管理側（学校・教委等）による緊急時の施設の利用法の協議

を実施し、初回訓練で作成された『緊急時施設利用合意書』をもとに、繰り返し、自主的なフォローアップ訓練を通して合意内容の見直しも行っている。

対象住民が避難する様子



特定地区総合防災訓練の成果

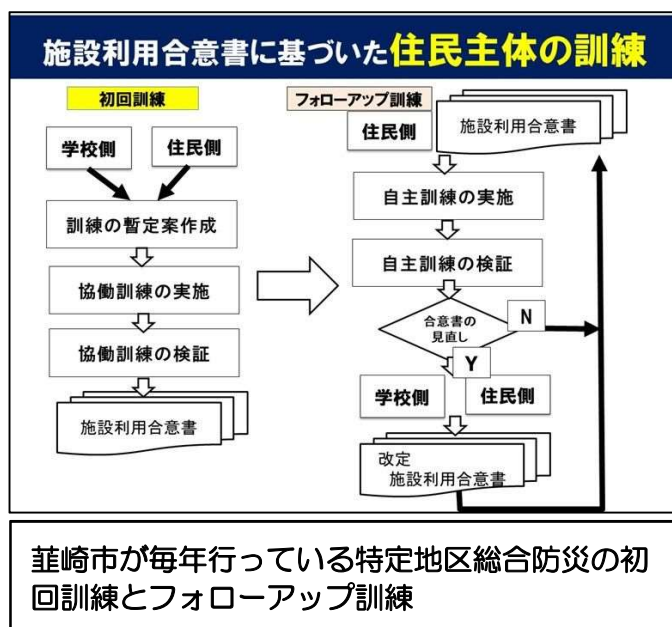
特定地区総合防災訓練では、施設側と対象住民側で協議した「緊急時施設利用合意書」がつくられます。

その後、この合意書に基づいた対象住民主体のフォローアップ訓練を行います。

大津波発生時に2025年現在避難所利用に関する
緊急時施設利用合意書（施設）作成

- 1 自治体施設
- 2 対象施設と対象住民
- 3 合意内容
 - (1) 対象施設施設名称、1階平面図
 - (2) 対象施設施設上り通路
 - (3) 対象施設利用上の禁止事項
 - (4) 対象施設利用上の禁止事項
 - (5) 緊急時優先利用施設
 - (6) 緊急時優先利用施設
 - (7) 緊急時施設利用
 - (8) 緊急時施設利用
- 4 自主訓練で施設を使う場合の申請書
- 5 合意範囲（署名・押印）

平成30年度～06 韮崎市立甘利小学校
山梨県韮崎市



👉 毎年春期：警告性災害（洪水等）を想定した訓練
毎年秋期：突発性災害（大地震）を想定した訓練

3 平常時にやっておきたい地区の自主訓練

韮崎市では、市民の減災力強化に向けた多様な訓練プログラムを用意している。
総務課危機管理担当で相談・申し込みができ、指導や資機材が必要な場合に対応する。
【2025年度の訓練プログラム例】

種 別	項 目	選択	目 的	内 容	参考
ソフト整備	小地域初動規定		組・班単位の避難行動規定	突発性災害(大地震等)を想定した組または班単位の初動規定	あり
	地域初動規定		自治会単位の避難行動規定	突発性災害を想定した区(自治会)単位の初動規定	あり
	小地域減災マップ		組・班単位の減災マップ	突発性災害を想定した小地区(組または班)の諸規定を含むマップ	あり
	要支援者対応規定		避難行動要支援者対応規定	警告性災害(台風等)を想定した避難行動要支援者対応の規定	あり
	要支援者マップ		避難行動要支援者対応マップ	区民で区内の避難行動要支援者の情報を共有するマップ	あり
	施設利用合意書		避難所の利用規定	区と民間事業者などで独自に締結する緊急時の施設利用合意書	あり
ハード整備	家具類固定		倒壊・転倒・落下対策	家具・家電類の固定(マニュアルを参考に対応)	あり
	備蓄品(生命維持)		生命維持に必要な物資	地区内や家庭内での生命維持に関する備蓄品(一覧表)	あり
	(生活維持)		生活維持に必要な物資	地区内や家庭内での生活維持に関する備蓄品(一覧表)	あり
	救出用具		人命救助に必要な道具類	救助・救出活動で用いる整備品(一覧表)	あり
地区自主訓練	避難行動訓練		集団避難の訓練	突発性災害で、周囲の安全を確認しながらの避難行動訓練	一部 あり
	要支援者対応訓練		要支援者の地区対応訓練	警告性災害で、避難行動要支援者(見立て)の搬送訓練	
	安否確認訓練		安否情報の収集訓練	避難訓練で、区民名簿を使った安否確認訓練	
	救助・救出訓練		救出・搬送・応急処置訓練	AED利用、けが人対応、搬送、止血、捻挫などの訓練	
	避難所開設訓練		避難所開設訓練	PIT(注2)を軽減化する避難所開設訓練	
	炊き出し訓練		炊き出し訓練	水・食料、燃料の調達や炊き出しの訓練。ゴミを出さない食事法	
	断水時トイレ利用訓練		凝固剤でのトイレ利用訓練	断水を想定した集団避難生活での、清潔なトイレ利用の訓練	
	公助連携訓練		災害対策本部との連携訓練	公的機関と連携した訓練(例:情報伝達、要請、	
学びの機会	家庭の減災		いまずぐできる家庭の減災	別途の「出前塾一覧表(プログラム)」を参考にしてください。 「出前塾一覧表」は、毎年変更となります。 出前塾の利用は無料です。	あり (注3)
	地区・地域の減災		家庭をとりまく地域の減災		
	機能する自主防災会		機能する自主防災組織とは		
	地区防災計画づくり		地区防災計画とは		
	防災グッズづくり		簡単にできる防災グッズ		
1 「選択」欄は、地区内で実施する場合の選択欄。「参考」に「あり」は、市に参考資料やマニュアルなどがあるということ。					
2 PITとは、パニック・感染・トラブルの略。					
3 提供資料には、一部に知的財産権つきのものがありますので、取り扱いにご注意いただきます。					

4 減災への知識と技能を高める出前塾の活用

韮崎市では、市民の減災力強化に向けた多様な出前塾を用意している。
下記表は2-25(令和7)年度の出前塾プログラムで、総務課で相談・受付・申し込みができ、すべて無料である。
【2025年度の出前塾プログラム例】

目 的		本プログラムは、行政の自然災害への危機管理政策の一環として、市内の自治会、公民館、生涯学習、企業、各種団体等における減災力向上を目的としています。 利用は原則無料で、段階的かつ継続的に利用できますので、お気軽にご利用ください。 申込先は 韮崎市総務課危機管理担当 0551-22-1111(代)														
番号	枝番	出前塾プログラム	実 施 内 容 の 例				時間 (注1)	実習 (注2)	前提条件・備考							
01	家庭や 地区・ 地域の 減災力向 上学習 体験 プログラム	想定事象別の 地区・地域の 訓練	想定事 象別	大地震	平成30年間の国内の様々な災害(阪神・淡路大震災、東日本大震災、関東大雪、熊本地震、御嶽山噴火等)の教訓、令和の災害、山梨県で想定される災害等学びます。	1.0	△	ビデオ学習あり								
					関連用語から学ぶ減災の基礎知識	防災と減災、率先避難、BCP、新たな災害種・警報、安全な避難先、避難生活のPITS、避難所のルールとマナー、減災マップ、タイムライン等学びます。	1.5	△	クイズ形式あり							
					いまずぐできる家庭の減災	家庭内の減災力強化、命と財産を守る整備と訓練、季節・雨期対策、適正備蓄品、緊急時持出品、マイタイムライン、家族の安否確認法、感染予防の戸別分散避難等学びます。	1.5	△	基礎知識を学習後171利用の事前申し込み							
					家庭を取り巻く地区・地域の減災	いざという時に機能する自主防災組織、地区防災計画の三種の神器(人材育成、減災マップ、地区タイムライン)、諸規定例、効果的な訓練例等学びます。	1.5	△	基礎知識を学習後							
					避難所の開設と運営	避難所の開設と運営、開設時優先機能、避難生活でのPITSの軽減化等学びます。 [ワークショップ]1次開設機能、2次開設機能のシミュレーションと避難所見取図で机上体験	1.5	○	備品：見取図、機能シールはさみ、赤色のボールペン							
					地区責任者の責務と、その時	みんなが助かる地区・地域の仕組みづくり、その時の、地区責任者の判断と指示と行動、地区責任者が身につけたい基礎知識と普段の整備と訓練等学びます。	1.0	△	発災後、知らなかったでは済まないための習得							
07	親子、地区 住民、各種 団体等向け 暗間体験 (組み合わせ可)	想定事象別の 地区・地域の 訓練	想定事 象別	大雨・洪水	初動行動訓練	初動(安全確保→ブレーカー断→移動)、集団避難行動、安否確認	1.0	○	集合場所でミニ研修							
					避難所開設訓練	公民館や指定避難場所の開設(PIT対応)、情報の収集と伝達	1.5	○	ウイルス感染予防対策あり							
					タイムライン訓練	第1段階:裏表支援者・裏表配慮者優先避難訓練 第2段階:車両等の移動→避難準備→全員避難 の時系列訓練	2.0	○	事前協議とスタッフ編成、訓練プログラムに沿った実施							
					トイレ衛生利用	凝固剤を利用した清潔なトイレ利用法の学習と実習	1.5	○	凝固剤、黒ボリ袋、輪ゴム等							
					炊き出し	水とアルファ米の調達、炊き出し、試食(ゴミを出さない食事法)	1.5	◎	市の災害対策本部との連携							
					グズづくり1	新聞紙でスリッパ・ゴミ箱づくり、ラップや指定ゴミ袋使用で寒対策	1.0	◎	訓練の規模、内容、地区事情等により時間が異なります。また、申込者や参加者に備品を用意していた たく実習や体験もあります。							
					グズづくり2	牛乳パックで男子用小便器・女子用小便器づくり	0.5	◎								
					グズづくり3	段ボールでヘルメットづくり(2バターンあり)	1.0	◎								
					暗間体験	夜間に大地震が起きて停電した事態を体験	1.0	◎								
					安否確認	参加者をグループ分けし、災害用伝言ダイヤル171を使った情報伝達訓練	1.0	◎								
08	地区 地 域 向 け	地区 地 域 向 け	地区 地 域 向 け	地区 地 域 向 け	情報伝達	参加者をグループ分けして、情報伝達の迅速と正確性を競うゲーム式(2回実施)	1.0	◎	宿泊体験時間は午後5時集合							
					宿泊体験	避難所の開設、テント設置、炊き出し、ゲーム、学習、体験、季節対応等	14.0	◎								
					機能する自主防災組織づくり	機能する自主防災組織とは(机上学習)、自主防災組織規定づくり 地区事例に達した自主防災組織の構成(選択1つ→図から組織化と得た情報)	1.5	○	地区の現状から将来も踏まえ、実際に組織を編成・再編							
					地区タイムラインづくり	地区タイムライン作成、避難行動要支援者個別避難計画、緊急一時避難先の机上学習 警告性災害時の地区責任者行動計画の作成	3.5	△	資料2種(確認書、連絡文)の様式を使用							
					地区減災マップづくり	ハザードマップの学習、減災マップの目的と作り方の学習 マップづくり、フィルム・調査マップ上に情報の集約→避難情報・付帯情報の検討	1.0	◎	対象地区の白地図の他、作業用備品が必要							
					地区防災計画の策定	地区防災計画とは、地区防災計画策定のガイドラインの学習 地区事例に達した地区防災計画の策定	1.5	◎	ガイドラインからの策定							
					地域減災リーダー育成	減災に関する知識と技能を有する人材の育成(出前型、時間短縮バージョンあり)	7.0	○	市の公式認定制度に準ずる							
					10	組織 団 体 向 け	組織 団 体 向 け	組織 団 体 向 け	組織 団 体 向 け	福祉施設の減災対策	対策の意義 CSR、職員行動規定、利用者規定、感染予防対策、安否確認	1.5	△	福祉施設の事業内容で整備や訓練が異なる。 学校にタイムラインはない(学習はあり)		
										福祉事業所のタイムラインと、周辺地区との協働訓練	?	◎				
										学校・保育園等の減災対策	公助の責務、保護者の責務、保護者協働・地区協働	1.5	◎			
保護者者協働訓練	訓練計画表での災害種別(突発性災害時、警告性災害時)対応訓練	1.5	◎													
11	その他、希望する研修項目	上記にない内容や、上記の一部だけまたは組み合わせで研修したい場合は、韮崎市総務課危機管理担当にご相談ください。 また、相談や利用の申込は電話で可能です。 問合せ先・利用申込先 電話 0551-22-1111	BCPとは?	BCPの目的、内容、期待する効果等々を学習	1.0	◎	策定支援には、実費が必要									
			BCPの策定	ガイドラインに基いたBCPの策定	?	◎										

(注1)「時間」はかかる正味時間で、利用者の希望により短縮または一部短縮など可能です。また、正味時間は1.5時間(90分)を1単位とします。短縮は実施する内容によって時間が異なります。

(注2)「実習」の欄が空白は実習なし、△は時間の10~20%が実習、○は50%が実習、◎は大半が実習となりますが、こちらも利用者の意向で変更可能です。

(注3)原則、指導者は一人に対応しますが、2単位以上、大規模研修、訓練や参加人数により複数人に対応することあります。 電話・FAX:0551-23-5656

(注4)プログラムによっては、申込者や参加者に備品等をご用意いただく場合もあります。

第5節 災害ボランティアの活用

第1 災害ボランティアセンターの設置

阪神・淡路大震災以降、被災地となった市町村は災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの要請や受け入れを担うことになる。一般的に、災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）は市町村の社会福祉協議会が運営するが、荏崎市では平成24年度の地域防災計画の見直しを契機に、運営主体を社会福祉協議会から福祉課に変更し、災害VCは市役所本庁舎内に開設する。

災害VCでは、今、何人が被災地に入っているか、これまで何人が入ったかの把握が必要なため、「災害ボランティア要請カード」（指定様式で3枚複写）を使用する。

ボランティアの要請は、避難所の本部または、地区では地区責任者が行う。

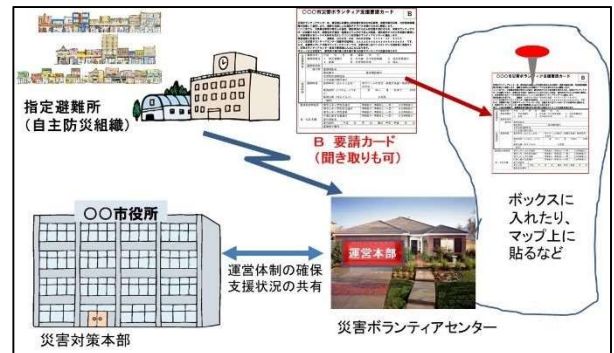
市の災害VCの立ち上げと、利用の手順は以下である。

1 災害VCの立ち上げと、災害ボランティアの流れ

- ① 被災地が復旧・復興の段階に入ると、市内外からの人的支援を必要とする。
- ② 市役所庁舎内に災害VCを開設する。
- ③ 全国社会福祉協議会のホームページに、荏崎市で災害VCを開設したことをアップする。
- ④ 市内外の個人や団体の災害ボランティアから支援の連絡が入る。
- ⑤ 災害VCの手配で、災害ボランティアが災害VC経由で被災地に入り、諸作業を行う。
- ⑥ 作業完了後は、災害VC経由で撤退する。

2 地区や避難所からの災害ボランティアの利用

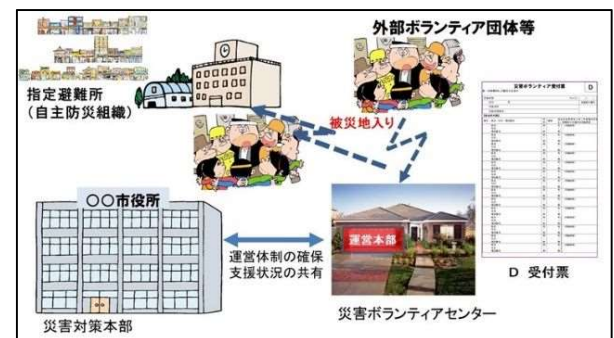
- ① 災害ボランティアの要請者は、目的、必要人数、期間等を明確にして、2枚複写のB要請カード（別紙資料4）を起票し、可能であればボランティアの居場所や食料等についても明確し、1枚を市の災害VCに提出する。電話連絡でも可能。概して大規模災害では、災害ボランティア自身が収容場所や物資等を確保することになっている。



- ② 災害VC要請を市に電話連絡した場合、市は要請内容を聞き取り、B要請カードを起票する。

第2 災害ボランティアの手配

災害VCは、すでに支援の連絡を受けている災害ボランティアに連絡し、支援に来てくれるよう手配する。その災害ボランティアが到着すると、災害VC内で手続を済ませ、現地案内人の誘導で被災地に入る。



第3 ボランティアの受け入れと退出

- ① 災害ボランティアは、災害VC経由で要請した被災地に入ってくる。
- ② 要請地に入る災害ボランティアのリーダーは、災害VCでマッチングした3枚複写のC運用カードのうち2枚を持参する。その一枚を要請側で受け取り、保管する。
- ③ 作業終了後、リーダーが持つC運用カードに災害VCで終了印またはサインをする。

👉 普段に、災害ボランティアの活用を知り、被災しなかった場合は、災害VCの運営を支援しよう。



荳崎市〇〇〇区 自主防災会設置要綱（案）

（目 的）

第1条 住民の隣保協同の精神に基づく自主的な自助活動・共助活動を行うことにより、起こりえる自然災害や事故（以下「想定事態」という。）による、被害の防止および軽減を図ること（以下、「減災」という。）を目的に、〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）を設置する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、〇〇〇公民館に置く。

（事 業）

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 区民の、家庭や地区の減災向上に関する知識の習得。
- 2 各家庭における減災力向上への自主的な取り組みの推進。
- 3 地区における、以下の共助力向上への取り組み。
 - （1）起こりうる想定事態に関する訓練の計画と実施。
 - （2）起こりうる想定事態の減災に関する整備。
- 4 自然災害の発生前後の取り組み。
 - （1）洪水等の警告性災害では、地区タイムラインによる発生前からの対応。
 - （2）大地震等の突発性災害では、減災マップを基本とした発生直後からの対応。
 - （3）その他、区民の安否確認、情報収集や行政への伝達・要請等の対応。
- 5 公的機関の防災政策および防災方針に準じた整備や訓練の実施。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（会 員）

第4条 本会は、地区内の全居住者をもって構成する。

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置き、1名以上を荳崎市が公式認定した地域減災リーダーで占める。なお、「機能班」は班編成や班長を定めるものではなく、発災後の集団避難生活において、本会の会長および副会長の指示で、区民が協力して取り組む必要機能であり、区民は普段に各機能を理解し、訓練しておくものである。

- （1）会 長 1人
- （2）副会長 2人以上
- （3）機能班

- | | |
|-----------|------------|
| ① 本部班 | 会長兼任 |
| ② 情報班 | 副会長兼任 |
| ③ 施設管理班 | |
| ④ 被災者管理班 | |
| ⑤ 救護衛生班 | |
| ⑥ 食料物資班 | |
| ⑦ 保安警備班 | 消防団部長兼任 |
| （4）監査役 2人 | 現地区長、地区長代理 |

（役員の選出と任期）

第6条 役員の選出は会員の互選による。但し、再任することができる。また、役員の任期は5年とする

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表して会務を総括し、平時の整備や訓練を計画して実施するとともに、発災直前・発災時・発災直後の応急活動の指揮命令を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を担う。
- 3 機能班は、平時の訓練において区民はその機能を理解し、発災前後に区民が協力して、安全な避難行動や、避難先での集団避難生活や、復旧作業等にあたる。

再編計画（令和4～6年）
点線部3項目の充足があれば
再編済とみなします。
役員任期5年は原則。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(総 会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、年度当初の地区総会に合わせて開催する。ただし特に必要のあるときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 訓練計画および整備計画に関する事。

(3) 予算および決算に関する事。

(4) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長・副会長によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

(1) 総会に提出すべき案件。

(2) 総会および地区、市から委任された事項。

(3) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(年会費)

第10条 本会の年会費は、総会の議決を経て別(別紙1)に定める。

(役員手当)

第11条 役員の年間手当は、総会の議決を経て別(別紙1)に定める。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

【別紙資料2】 避難行動要支援者への確認書（例）

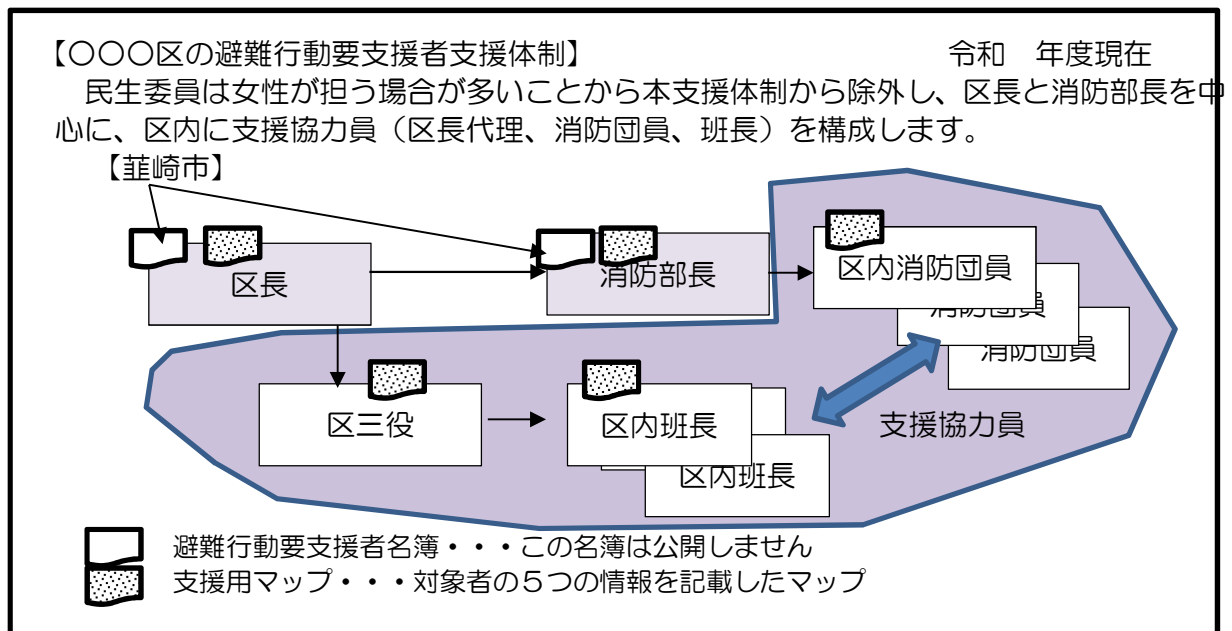
様

〇〇〇区 避難行動要支援者への確認書

〇〇〇区長

この度、^{たひ} ^{にらさきしふくしか} 市福祉課から改定された「^{ひなんこうどうようしえんしやめいぼ} 避難行動要支援者名簿」を、^{ちくせきにんしや} 地区責任者、^{しょうぼう} 消防
^{ぶちよう} 部長、^{みんせいいいん} 民生委員の3名が受け取り、その名簿に、あなた様の名前がありました。

〇〇〇区では^{れいわがんねんど} 令和元年度より、^{おおじしんいがい} 大地震以外の大型台風や^{おおがたいふう} 大雪などの^{とうらい} 到来が予想され、
^{にらさきし} 市から「^{こうれいしやとうひなん} 高齢者等避難の予告または^{けいほう} 警報」が出た場合、^{さき} 事前にあなた様を可能な限
^{くみん} り区民で^{きょうりよく} 協力して^{あんぜん} 安全な施設に^{はんそう} 搬送できるよう、^{かす} 下図の支援体制を定めております。
(^{じしん} 地震では、^{ひさい} みんなが被災するため^{じごたいおう} 事後対応となります)



そのため、あなた様の^{さま} 普段の居場所の^{ふだん} 分かる^{いばしょ} 支援用マップを作成し、^{しえんよう} 支援協力員で
^{きょうゆう} 共有する必要があることから、^{ひつよう} 以下の5点について、あなた様の^い 情報を、^か 支援協力員
^{きょうゆう} のみに^{かいじ} 開示したく、^{りかい} ご理解をお願い申し上げます。

1. おなまえ
2. ご住所（マップ上で自宅の場所を示すのに利用）
3. 電話番号
4. 要介護状態・・・以上1～4は、名簿内の情報です。
5. 希望搬送先・・・個別に確認させていただきます。

(^し 市の指定避難所 または ^し 市の指定福祉避難所 または ^{してき} 私的に希望する施設)

いざという時には、この情報をもとに支援協力員が早めにお伺いします。
そのため、緊急時に持参するものは普段からご用意ください。

〇〇〇自治会 ひなんこうどうようしえんしゃたいおう 避難行動要支援者対応

ひなんじゅんびれんらくぶん

避難準備連絡文

□□ △△様

おおがたたいふう 大型台風19号がごう接近せっきんしています。

じょうりく上陸は10月12日がつ（土曜日）にちのどようび予定よていです。

いざというとき時には、はや早めくに区で安全な施設あんぜんにお送りしせつします
ので、ひなん避難できるじゅんび準備をしていてください。

じゅんびひん
【準備品】

ふだんの くすり 普段に飲んでいる薬、くすりてちょう お薬手帳、
したぎるい き が 下着類、着替え、タオル
などを、まとめておいてください。

いきさき
【行き先】

しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 大草デイサービスセンター
☎ 0551-23-5080

なお、ごじしん自身や、ごかぞく家族によって事前じぜんに避難ひなんされる場合は、お
手数てすうですが、自主防災会じしゅぼうさいかい長れんらくまで連絡してください。

■■■地区自主防災会長□□□□

☎ 22-2222

B

要請者控 (2枚複写)

「災害ボランティアセンター」は、大規模災害等が発生した数日後、被災地外からの人的支援を受けるために設置されます。センターは、過剰な支援による混乱やトラブルを避ける目的もあります。

〇〇市でも、避難生活や復旧・復興等で人手支援は必要となった場合、下記様式でセンターに要請します。電話連絡も可能です。

連絡先は 0000-00-0000又は 1111-11-1111

「〇〇市災害ボランティアセンター」設置予定場所は、×××××××××××××××××
× です。

なお、本要請に対して災害ボランティアセンターでは、事前に支援を申し出ている団体等と連絡を取り、災害ボランティアセンター経由で要請地に入ることになります。

本カードは2枚複写で、要請者は受付後に控を受け取り、災害ボランティアの支援を待ちます。

以下の太枠内を記入し、センターに要請してください。

支援要請者	要請日時	平成 年 月 日 曜日 時 分	
	要請者区分	1 指定避難所 4 企業	2 自治会・自主防災組織 5 個人 6 その他（ ） 3 指定避難場所
	要請者名称		
	場所等	要請者氏名 電話番号 携帯電話番号 その他の連絡方法 主な支援活動の場所	
要請内容	要請内容	要請事項（どんなことを）	片付け・人の世話・避難所支援・物資管理・その他（ ）
		要請期間（いつから、いつまで）	月 日～ 月 日まで 日間
		要請人数（何人ぐらい）	人程度
		（備考）	
V・C記入欄	ボランティアの居場所		準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）
	ボランティアの宿泊場所		準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）
	ボランティアの食事		準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）
	作業に関する資機材		準備あり・準備なし・一部（ 人分準備あり）
	受付者氏名		
	受付日時	平成 年 月 日 曜日 午前・午後 時 分	
	要請受付番号		